

令和3年4月8日

保護者 様

鴻巣市教育委員会教育長

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に係るご協力のお願い

新年度を迎え、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。また、日頃より、本市の教育活動にご理解ご協力くださり、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、保護者の皆様からのご協力をいただいているところではございますが、いまだ県内においても収束の見通しが立たないことから、今後も学校と家庭が連携を図りながら、継続的な感染症防止対策が必要となります。

市教育委員会としましては、各小・中学校とともに感染症拡大防止対策を講じながら、教育活動を展開してまいります。ご家庭におきましても、下記についてご理解いただくとともに、引き続き感染症拡大防止対策にご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1 感染症拡大防止に係る対応について

- (1) 児童生徒に発熱等のかぜ症状がある場合は、学校を休ませてください。
「欠席」ではなく、「出席停止」として扱います。
- (2) 同居家族に発熱等のかぜ症状がある場合は、原則児童生徒も学校を休ませてください。ただし、同居家族が医師の診察を受けて、児童生徒の登校については差し支えないと診断された場合は登校可とします。登校についての判断に迷う場合は、学校にご相談ください。
- (3) 児童生徒や同居家族の感染が疑われる場合(濃厚接触者、PCR検査等の対象者となる等)には、速やかに学校にご連絡ください。

- (4) 児童生徒や同居家族がPCR検査等を受けた場合には、結果が出るまでは児童生徒の登校を自粛してください。「欠席」ではなく、「出席停止」として扱います。ただし、同居家族の職場等の方針による安全確認のための一斉PCR検査等の場合は、当該同居家族に発熱等のかぜ症状がない場合は、登校可とします。

2 日常の健康管理について

- (1)朝、登校前に児童生徒の検温や体調管理の徹底をお願いします。
- (2)免疫力を高めるため、十分な睡眠、バランスのよい食事など、規則正しい生活習慣に心掛け、体調管理に努めてください。
- (3)帰宅時及び食事前など、石鹸によるこまめな手洗いを徹底してください。
- (4)学校では換気により、教室等の気温が低くなることが考えられます。学校でも指導しますが、衣服で調整するなど、体調管理についてご家庭でもご指導ください。
- (5)発熱等のかぜ症状がある場合は、外出を控えてください。

3 学校で感染者が確認された場合の対応について

- (1)学校で感染者が確認された場合、保健所の指示に基づいて、学級閉鎖等の実施について判断します。学級閉鎖等の実施となった際には、ご家庭での生活及び学習につきましてご協力をお願いします。
- (2)学校内で感染者が確認されたとしても、「校内に濃厚接触者がいない」などの理由により、学級閉鎖等を実施しない場合もあります。
- (3)保健所の調査により、児童生徒がPCR検査等の対象となった場合には、対象の児童生徒の保護者様にご連絡がありますので、検査にご協力をお願いします。
- (4) 感染者や濃厚接触者に対して、いじめや中傷は絶対にあってはならない行為です。感染者を詮索したり、憶測で情報を発信したりすることがないよう、冷静で適切な対応をお願いします。

※「新型コロナウイルス“差別・偏見をなくそう”プロジェクト」

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00122.html#project

